

県庁内からの規制見直し提案

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)	
1	国	申請・届出・報告書類の見直し	総務部	情報政策課	小規模施設特定有線一般放送の業務開始等の届出	放送法	51～500端子有線放送施設の業務開始等の際に都道府県知事に届出しなければならないと規定	50以下の端子の有線放送施設の場合は、放送法において届出の対象外となっている。 現在、都道府県知事が届出を受理することとなっている51～500端子の同施設についても、主として形式的な審査が主であり、50以下の端子の場合と同様に届出の対象外とできないか。 仮に、全てを届出の対象外とできない場合においても、日本放送協会(NHK)又は地方公共団体が設置者に加わっている場合についてを対象外にできないか。	施設設置者の負担が軽減される。	当該施設は、共聴施設と呼ばれる集落内の共同アンテナ的な施設が殆どであり、日本放送協会(NHK)と集落が共同で設置している案件が多い。
2	国	申請・届出・報告書類の見直し	福祉保健部	東部福祉保健事務所	老人居宅生活支援事業における届け出等について	老人福祉法	老人居宅生活支援事業の開始、変更等の届出について、訪問介護、通所介護等の事業者は介護保険法の届け出と老人福祉法の届け出も提出させることとなっている。	訪問介護、通所介護等の事業所は、介護保険法の規定により指定の申請、休止・廃止等の届け出を提出することとなっており、老人居宅生活支援事業について同様の届け出を提出することは事業所への負担となることから、届け出の廃止又は介護保険法の規定による届け出をもって届け出があつたものとみなされる等の見直しを行う。	各事業所の事務負担が軽減される。	
3	国	事務手続の見直し	総務部	行政監察・法人指導課	公益法人に係る変更の届出	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合は、行政庁に変更届出書を提出しなければならないと規定	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙1を添付させているが、省略できないか。	法人の事務負担が軽減される。	<当該所管事業>要望先内閣府 別紙1の法人の基本情報は内閣府のオンラインシステムに登録情報公開されている。かがみ文書の内容を直接システムに反映させる必要があり、内閣府でのシステム改良が必要となる。
4	国	事務手続の見直し	総務部	行政監察・法人指導課	公益法人に係る事業報告等	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	公益法人は、毎事業年度終了後3箇月以内に事業報告等を行政庁に提出しなければならないと規定	毎年度、社団法人に係る社員名簿を添付させているが、直接の審査対象でなく、個人情報への配慮からも省略できないか。	法人の事務負担が軽減される。	<当該所管事業>要望先内閣府
5	国	事務手続の見直し	総務部	行政監察・法人指導課	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認	整備法第124条 同法施行規則第34条	移行法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政府に求めることができると規定	計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施完了報告書と同一内容の添付書類を求めているが、省略できないか。	法人の事務負担が軽減される。	<当該所管事業>要望先内閣府
6	国	事務手続の見直し	福祉保健部	医療政策課	准看護師試験実施方法の見直し	保健師助産師看護師法	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」(法第18条)、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」(25条)こととされており、多大な業務が発生している。	現在、都道府県の事務負担が軽減される。	例えば、公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」により、3つの資格の指定試験機関並びに指定登録機関として、国家試験の実施と資格の登録事務を実施している。 また、歯科技工士国家試験の実施に関する事務は、歯科技工士法第15条の3第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財团が実施している。	

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)
7	国	制度の見直し	元気づくり総本部	とっとり暮らしぴじ課	空き家の利活用のための固定資産税の特例除外	地方税法	建物がある土地は、土地の固定資産税が最大で1/6まで優遇される特例があるため、所有者が空き家のまま放置している実態がある。	空き家の利活用につなげるため、現在の固定資産税の特例を除外し、所有者が空き家を放置せず利活用につなげるようなインセンティブにつなげる。 ※空き家対策特別措置法の施行により危険家屋として勧告された物件は特例が除外されるが、利活用が可能な物件については除外がされていない。	空き家の利活用は国を挙げての重要案件なので、国策として取り組むことの必要性が高い。
8	国	制度の見直し	元気づくり総本部	とっとり暮らしぴじ課	旅行業登録の簡素化	旅行業法	旅行業を行うには旅行業法に基づき、登録を受ける必要があり、旅行業者等は、業務の範囲により、観光庁長官、あるいは知事からの許可となる他、登録のための営業保証金が必要である。	移住のための現地見学ツアーなどの際ににおいても旅行業許可が必要であると共に、高額な営業保証金が必要となっていることから、手続きの簡素化と営業保証金の減額が必要である。	行政機関等が行う不定期や単発の現地見学ツアーを行う事が容易となる。 岩美町において実際にツアーを企画したものの、旅行業登録が困難でありあきらめた事例がある。(岩美町役場電話聞き取り)
9	国	制度の見直し	元気づくり総本部	とっとり暮らしぴじ課	一般用医薬品(OTC)の移動販売許可	薬事法、薬剤師法	薬局開設者、店舗販売業者は店舗による販売・授与以外の方法、配置販売業者は配置以外の方法で、それぞれ医薬品の販売などを行うことはできない。	薬局の店舗まで行って購入することが困難だったり、インターネットが使えなかったりする高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため薬局による移動販売を許可すること。	移動販売車において一般株式会社が販売できることで、交通弱者の薬の入手が容易となる。 ※ 規制の詳細は医療指導課に要確認
10	国	制度の見直し	元気づくり総本部	参画協働課	災害支援ボランティアバスの運行	旅行業法、道路運送法	旅行業法：報酬を得て旅行業務を行う場合は、旅行業の登録が必要である。 道路運送法：自動車を使い有償で乗客を運ぶ業者には国の許可を得ることを義務付けている。	災害ボランティアを現地まで輸送する際に、有償(実費負担)で県・市町村社協又はボランティア団体が所有するバスを利用してもよい。	ボランティアバスの運行が増加することで、ボランティアへ参加しやすくなる。 * 災害ボランティア活動関係機関連絡会(県社協主催)において、ボランティア団体の委員から、「今回の中部地震では、市町村社協のバスが動かなかつたため、米子や島取から災害支援のボランティアに参加できなかつた方がいた。」といった発言があり、県社協の担当からは「法律に抵触することが判明したため、運行できなかつた。」との回答があつた。
11	国	制度の見直し	地域振興部	地域振興課	保健所長の医師資格	地域保健法第4条第1項、第2項	保健所長は医師であり、法に規定する技術専門家でなければならぬ。 また、医師でない技術専門家を保健所長に置く場合は、保健所に医師を置かなければならない。	医師の非常勤(嘱託)化を認めること。	保健所体制の維持。 H30.4島取市が保健所を設置。 当面、保健所長は、県からの職員派遣を予定。 全国的に保健所長(医師)不足し、採用が困難。
12	国	制度の見直し	地域振興部	交通政策課	貨客混載運送による利便性向上	道路運送法	交通空白地帯等において、既存のトラックや宅配業者車両、郵便配達車両、移動販売車を活用した有償旅客運送を実施することによる住民移動の利便性向上及び車両運用の効率化を図る。 タクシーや自家用有償旅客運送による貨物運送を解禁することによる買い物弱者等のための利便性の向上。	減少する公共交通車両に代わり、既存車両の効率運用によって、中山間地の高齢者等の利便性向上が図られる。 特に、住民がスーパーに注文した商品をタクシーで届けてもらえる等の効果が見込まれる。	国においても規制緩和を検討。(H28.3.31国土交通省自動車局長通知により、一定条件を満たす場合は自家用有償運行の貨客混載が認められたようだが、通知は自治体に対し発出されていないため、詳細は不明)
13	国	制度の見直し	地域振興部	交通政策課	既存車両の有効活用による住民の利便性向上	道路運送法	施設利用者の利便を図るために、観光施設や宿泊施設、スーパー等が所有し無償運行している車両を、施設利用者以外の者を有償運送することにより、地域住民移動の利便性向上及び車両運用の効率化を図る。 地域住民による共助交通に対し、利用者から実費相当として金銭を徴収したり、自治体から運行主体へ補助金を交付した場合に当該補助金が運賃とされるなど、有償運送となってしまう。	減少する公共交通車両に代わり、既存車両の効率運用によって、中山間地の高齢者等の利便性向上が図られる。 減少する公共交通車両に代わり、既存車両の効率運用によって、中山間地の高齢者等の利便性向上が図られる。	施設等が所有する車両を有償運送とするには道路運送法の認可又は登録が必要となり、運行管理体制の整備等が必要になり、過大な負担が発生。 また、施設利用者からも運賃を徴収する必要が生じる。 新たに道路運送法第4条又は78条の手続きが必要になり、運行管理体制の整備等が必要になり、過大な負担が発生。
14	国	制度の見直し	地域振興部	交通政策課	路線バスの駐停車場所	道路交通法	現行制度では、路線バス停留所では、安全性の観点から、自家用有償旅客有償や一般車両は駐車禁止とされている。また、利用者の利便性を高めるフリー乗降区間の導入を検討するが、交通安全確保から導入が進まない。 高齢者や障がい者の利便性の向上のため、乗り継ぎがすぐできるようバス停付近を含め自家用有償運送車両等の駐車を可能とし、利便性を高める。	乗り継ぎがすぐできるようバス停付近を含め自家用有償運送車両等の駐車を可能とすることで、高齢者等の利便性向上が図られる。	バス停留所では、一般乗合バス(定期定路線)以外の駐停車が禁止されている。(2月20日地方分権改革有識者会議における知事発言) ⇒停留所に一般車両が駐停車するとバスが駐停車できず、車道でバス待機が必要、またバスの定期運行できないなどの課題あり。

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)	
15	国	制度の見直し	地域振興部	交通政策課	乗務員の確保	道路交通法	バス乗務員不足が深刻となっており、県内においても乗務員が確保できないため、バス運行の見直しを余儀なくされる事例あり。	大型二種免許取得の要件を緩和(取得年齢の引き下げ)することで、若年層乗務員の確保に期待できる。	大型二種運転は21歳以上かつ一種免許取得後3年が経過している必要があり、高卒者が直ちに二種免許取得ができるず、特に若年者乗務員の確保が困難。 なお、若年者事故率は高いため、若年事故増加が懸念される。	
16	国	制度の見直し	地域振興部	交通政策課	国庫補助制度の拡充	地域公共交通維持改善事業費補助金	地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワーク再構築には、乗り継ぎ等拠点整備が必要だが、乗り継ぎ拠点等ハード整備に要する経費が国庫補助対象となっておらず拡充する。 中山間地域を含む系統では平均乗車密度が低いため国庫補助要件を満たすことができず、バスの存続が困難になっている。	補助メニューの拡大や補助要件を緩和することで利用者の利便性向上やバス事業者の存続に繋がる。	再編計画の実行に支障。 路線バスの効率運行に支障。	
17	国	制度の見直し	観光交流局	観光戦略課	第3種旅行業を取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	旅行業法施行規則第1条の2第3号	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域を、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域とされている。	第3種旅行業の募集型企画旅行の実施区域を、営業所が所在する都道府県まで拡大する。	地域に根差した中小の旅行業者が第3種旅行業を取得しやすくなることで、事業者の競争力が強化され、旅行の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。 (支障の例) (一社)鳥取中部観光推進機構 中部圏域を中心とする着地型観光商品の販売に意欲的に取り組んでいるが、営業所が所在する倉吉市と隣接していない鳥取市や米子市等の本県への入口となる駅・空港を含んだ募集型企画旅行の造成ができない。	
18	国	制度の見直し	観光交流局	観光戦略課	第3種旅行業を取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	旅行業法施行規則第1条の2第3号	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域を、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域とされている。	「地域連携DMO」として登録した団体及びその構成団体が第3種旅行業資格を取得する場合は、募集型企画旅行の実施区域をDMO構成市町村を含む範囲まで拡大する。	地域に根ざし、地域の観光資源を熟知した地域連携DMOによる募集型企画旅行の創出を促進することで、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えることができる。 (支障の例) 鳥取・因幡観光ネットワーク協議会 現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、地域連携DMO「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会」を中心に広域連携が検討されているところであるが、同協議会の構成団体である第3種旅行業者が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、DMOの連携範囲すべてをカバーする募集型企画旅行の造成ができない。	
19	国	制度の見直し	農林水産部	森林づくり推進課	公益上の理由による小規模保安林解除の権限移譲	森林法第26条第2項	国(農林水産大臣)でなければ保安林の指定は解除できない。	公共道路等の開設に伴う小規模(1ヘクタール未満)保安林解除の権限を都道府県知事へ移譲。	国の事務処理期間が不要となることにより、早期の工事着手と工事完了が実現し、県民の利便性向上が図られる。(国の標準事務処理期間は3ヶ月だが、実際には、補正指示などを含めて半年以上を要しているのが実態)。	
20	国	制度の見直し	農林水産部	とつどり農業戦略課	技能実習制度の規制緩和(林業関係)	外国人の技能実習制度は、対象業種が限定されており、農林水産業の対象は農業・畜産業・漁業となっており、林業は対象となっていない。	技能実習制度の対象業種に「林業関係」を追加し、林業も該当制度の対象とする。	対象業種の拡大により、農林水産業の労働力不足の解消が図られる。	対象業種の追加は、介護職が追加されるなど、実体を考慮した見直しが行われており、実現可能性はある。	
21	県	申請・届出・報告書類の見直し	総務部	業務効率推進課	指定管理者の報告書類の点検	島取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例ほか	指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成、提出しなければならない。 ①施設管理業務の実施状況及び利用者の利用状況 ②施設利用料金収入の実績 ③施設管理経費の収支状況 ④その他必要な事項	過去からの慣習で求めてきた資料により、指定管理者の負担が大きくなっていないか、必要性の低い報告書を求めていないか点検を行う。	指定管理者の事務負担が軽減される。	現在、37施設において指定管理制度を導入

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤規制法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)
22	県	申請・届出・報告書類の見直し	福祉保健部	子育て応援課	社会福祉事業に係る毎会計年度の提出書類の見直し	社会福祉法施行細則	社会福祉事業を經營するものは、毎回会計年度終了後2月以内に事業成績書等を提出しなければならないと規定	県又は市町村で施設監査を行っている保育所、児童厚生施設、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所については提出書類の内容に重複が多く見られること、また子ども・子育て支援新制度により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている事業（放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業等）は市町村において実施状況の確認が可能であること等から、一律すべての事業に提出を求めるについて見直しを行う。	<当該所管事業>※いずれも第二種社会福祉事業放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、保育所、児童厚生施設、幼保連携型認定こども園
23	県	申請・届出・報告書類の見直し	福祉保健部	子育て応援課	不妊治療費助成の申請手続きの簡素化の検討	鳥取県不妊治療費助成金交付要綱	不妊治療助成は、県と市町村がそれぞれ取り組んでおり、助成を受けるには、二カ所で同じような手続きをとる必要があり、申請者にとって負担感がある。	県と各市町村の申請様式を統一する。	同じような内容の申請書類を、それぞれ記入していた負担感を軽減する。
24	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	立地戦略課	商工労働部補助金に係る添付書類の共有化	各補助金交付要綱	補助金申請を行う事業者の経営状況等を確認するため、財務諸表・決算書等の添付を求めている。	「同じ情報は一度だけ（ワンストップ）の原則」に基づき、添付書類を共有化できる補助金を予め定める。	事業者の事務負担が軽減される。 添付書類の共有化が検討できる補助金 ・企業立地事業補助金 ・情報通信関連雇用事業補助金 ・コンテナ・事務管理関連雇用事業補助金 ・里山オフィス開設支援事業補助金
25	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	企業支援課	商工労働部補助金に係る添付書類の共有化	各補助金交付要綱	補助金申請を行う事業者の経営状況等を確認するため、財務諸表・決算書等の添付を求めている。	「同じ情報は一度だけ（ワンストップ）の原則」に基づき、添付書類を共有化できる補助金を予め定める。	事業者の事務負担が軽減される。 添付書類の共有化が検討できる補助金 ・商圏拡大・需要獲得支援事業補助金 ・島取県版経営革新総合支援補助金（成長・拡大型） ・新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金 ・国際経済変動対策支援事業補助金
26	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	企業支援課	企業自立サポート融資申込書の提出書類の見直し	各資金制度要綱	異なる金融機関の間における借換を行う際に、既往借入金に係る金融機関の残高証明書等の借入状況を確認できる書類を提出しなければならないと規定	残高証明書等による既往借入金の確認をとりやめる。 ※信用保証付き資金の借換では、信用保証協会での審査時に既往借入金残高の確認を行うことができる。	融資申込者の事務負担が軽減されるとともに、残高証明書の発行手数料（山陰合同銀行・島取銀行では500円+消費税）が不要となる。
27	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	通商物流課	境港利用助成関連の一連の補助金の提出書類の見直し	境港利用各補助金交付要綱	実績報告の際、証拠書類として、BL（船荷証券）コピーの添付を義務づけている	証拠書類としてBL以外にも、第三者（フォワーダー等）からの証明書類等、他手段で代用できなければ見直しを検討する	BLコピーは、膨大な量となるため、企業側の負担が大きいことから、事務量の削減につながる 他の代用できる手段が新たな負荷にならないことが必要。
28	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	就業支援課	鳥取県正規雇用転換促進助成金支給要領	鳥取県正規雇用転換促進助成金支給要領	助成金の支給申請に際しては就業規則又は労働協約の写し、若しくはこれに準ずるものとの写しを提出しなければならないと規定。	助成金支給は、1年度1事業所あたり10人を上限としているため、年度内に複数回申請を行う事業所がある。就業規則は事業所共通であり、頻繁に改正が行われるものではないため、年度内に1度提出し、その後変更が無い場合は添付を省略できるよう見直しを行う。	各事業主の事務負担が軽減される。 特段の問題はない。
29	県	申請・届出・報告書類の見直し	商工労働部	就業支援課	鳥取県労働移動受入奨励金の見直し	鳥取県労働移動受入奨励金支給要領	同上	年度内に複数回申請を行う事業所がある。就業規則は事業所共通であり、頻繁に改正が行われるものではないため、年度内に1度提出し、その後変更が無い場合は添付を省略できるよう見直しを行う。	各事業主の事務負担が軽減される。 特段の問題はない。

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性、要望団体その他情報等)
30	県	申請・届出・報告書類の見直し	農林水産部 農林水産総務課	農業協同組合法に規定する各種届出に係る添付書類の見直し	鳥取県農業協同組合法施行細則	・各種規程などの変更のうち、軽微な事項の届出の際に、申請時と同等の添付書類の提出を規定	届出の際の添付書類の見直しを行う。	農業協同組合の事務負担が軽減される。	
31	県	申請・届出・報告書類の見直し	農林水産部 経営支援課	青年等就農計画、就農条件整備事業、青年等就農資金に係る提出書類(申請書又は添付書類)の見直し (各手続きにおいて類似する提出書類の見直し)	農業経営基盤強化促進法、鳥取県就農条件整備事業実施要領、農業経営改善関係資金基本要綱	・就農条件整備事業を活用する場合、青年等就農計画認定申請書(①)に年次別経営計画(②)を市町村長に承認申請すると規定 ・青年等就農資金を活用する場合、経営改善資金計画書(記載内容が一部①・②と重複)と併せ①及び①により認定された青年等就農計画の認定書の写しを窓口機関に提出するものと規定	新規就農者は類似した項目の提出書類を作成し、それぞれに認定を得ることとなっていることから、共通様式で対応できるように見直しを行うとともに、経営改善資金計画書の代わりにできるよう日本政策金融公庫に要望する。	新規就農者の書類作成の負担が軽減される。	日本政策金融公庫と協議する必要がある。
32	県	申請・届出・報告書類の見直し	農林水産部 水産課	漁業許可申請時の添付書類の見直し	漁業の許可又は起業の許可等に関する取扱方針、鳥取県海面漁業調整規則	・漁業の許可又は起業の認可の判断に必要な書類の提出を規定	継続許可申請時に、旧許可証写し及び漁具の規模構造図を添付書類として提出を求めていた。これら書類については、前回申請時の写しを県で保管していることから、提出を求めるこについて見直しを行う。	事業者の事務負担が軽減される。	漁業の許可又は起業の許可等に関する取扱方針の変更に当たっては海区漁業調整委員会で協議する必要がある。
33	県	事務手続の見直し	危機管理局 消防防災課	高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく申請・届出の方法の見直し	高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく届出については、電子申請の方法による手続きを認める。 なお、申請についても、電子申請によることが可能なもののから、適宜、電子申請の方法による手続きを認めることとする。	各事業者の事務負担が軽減される。	申請手続きのうちには、提出された書面だけでは具体的な申請の内容が正しく伝わらないものもあり、この場合には事業者に対する聴き取りが必要となるため、様式や添付書類の見直しを進め、聞き取りが必要なくなったものから電子申請に移行する。 なお、手数料の納付に関して、鳥取県収入証紙規則の改正が必要となる。	
34	県	事務手続の見直し	危機管理局 消防防災課	火薬類取締法に基づく届出及び保安検査等の申請の方法の見直し	火薬類取締法	火薬の販売許可、ならびに火薬庫の設置許可及び保安検査等の際に、書面の提出を求めていた。	火薬類取締法に基づく申請及び届出については、電子申請の方法による手続きを認める。	各事業者の事務負担が軽減される。	火薬類取締法に基づく申請及び届出については、全て電子申請が可能な手続きである。 なお、手数料の納付に関して、鳥取県収入証紙規則の改正が必要となる。
35	県	事務手続の見直し	危機管理局 消防防災課	電気工事業法に基づく電気工事業の登録申請等の方法の見直し	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業法に基づく事業の登録申請、届出、通知等については、手続きの際に書面の提出を求めていた。	電気工事業法に基づく事業の登録、届出、通知等については、電子申請の方法による手続きを認める。(みなし登録の更新の場合を除く。)	各事業者の事務負担が軽減される。	電気工事業法に基づく申請及び届出に必要な登録簿原本の写しの提出が必要な場合の考慮を要する。 なお、手数料の納付に関して、鳥取県収入証紙規則の改正が必要となる。
36	県	事務手続の見直し	危機管理局 消防防災課	電気工事業法に基づく電気工事業のみなし登録届出等の方法の見直し	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業法に基づく事業のみなし登録の届出の手続きのための書面を徴求している。	電気工事業法に基づく事業のみなし登録の届出のうち、建設業許可の変更に伴うものについては、許可申請をもって届出があったものと扱う。	各事業者の事務負担が軽減される。	建設業許可の期限は明示されており、当初の登録がなされた後は、許可変更の状況を県土総務課から情報提供を受けてみなし登録の更新が可能である。
37	県	事務手続の見直し	総務部 葉務効率推進課	指定管理者の応募要件・審査要領の点検	指定管理者の募集要項・審査要領標準例	島取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること他	必要以上に対象者を限定していないか、また、審査要領で県の施策に沿った取組を行っている事業者を必要以上に優先していないか、点検を行う。	指定管理者の対象者が拡大される。	現在、37施設において指定管理制度を導入

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)	
38	県	事務手続の見直し	福祉保健部	福祉監査指導課	指導監査実施要綱、指導監査マニュアル等の見直し	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(通知)」及び「会計監査及び専門家による支援等について(通知)」	① 従来の指導監査要綱の見直し、監査方ガイドラインの作成 ・ 法律、通知等で明確に定められた事項を指導監査の対象とすることを原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。 ・ 監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを定める。 ② 監査周期等の見直しによる重点化 ・ 直前の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、経営状況が良好と認められた法人に対する指導監査の実施周期を延長する。 ・ 大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年指導監査を実施する。	今後、国通知が発出される予定(時期未定)であり、それを踏まえて検討する		
39	県	事務手続の見直し	福祉保健部	子育て応援課	とつとリ子育て応援バースポーツの有効期限の見直し	なし	現在、とつとリ子育て応援バースポーツは、3年毎に更新を行っており、更新の度にパスポート交付者に新しいバースポーツを送付するため、住所情報を管理しておく必要がある。そのため、パスポート交付者は、転居する度に住民票とは別に住所変更届を提出する必要がある。	先進県の取組を参考にパスポートの有効期限を18歳に到達する年度末までとする(更新を行わないため、住所情報を管理しない)。	・パスポート交付者は、転居の度に住所変更届を提出する必要がなくなる。 ・市町村は、窓口業務の軽減(住所変更届の受付の減) ・県は、住所情報入力業務の減及び3年毎のパスポート更新経費の減	【現在の有効期限】平成32年3月31日 【3年毎の更新経費】約400万円
40	県	事務手続の見直し	商工労働部	商工政策課	補助事業などにおける企業側の実情に合わせた会計年度区分の弾力化	地方自治法	企業に対する補助金は、予算単年度主義の原則に基づき、4月に始まり10月に終わる期間の中で申請・事業実施・実績報告等を行っているが、企業の研究開発や新事業展開などの取組は、通常複数年にわたり実施され、外的要因の変化などがあればさらに期間が伸びたりすることがある。新規ビジネス立ち上げへの支援であっても、会計年度区分の制約上、単年度での成果報告が求められるが、ベンチャービジネスが成果に結びつくには、「魔の川」「死の谷」「ダーウィンの海」と呼ばれる厳しい段階が幾重にも存在しており、中長期的な期間を前提とした支援が欠かせない。現状でも債務負担行為や縫越などの手続で複数年の支援は可能となっているが、いずれも譲り合議決を経なければ認められず、機動性は高くない。また、企業側がより深く追求するために事業期間を延ばしたいと思っても、縫越理由として適切でないとの判断があれば縫越は認められないこともある。	補助事業の効果を高めるには、企業側の事業期間の実情に寄り添う弾力的な運用が可能な仕組みを検討してもよいのではないか。 また、県からの出資を原資とする基金(ファンド)の場合、ベンチャービジネス支援などに対しては単年度主義を適用せず、中長期的な支援を可能としてもよいのではないか。	現在は、企業側が行政の会計年度に合わせる形となっているため、必ず3月末に締めることも含めて、企業の実態にそぐわない窮屈な運用となっている面がある。見直しにより中長期的な支援が可能となれば、県外から島根県の支援制度の適用を求めて多くの事業者・起業家が集まる効果も期待できる。	
41	県	事務手続の見直し	商工労働部	産業振興課	島根県リサイクル製品販売促進事業補助金に係る提出書類の簡素化	島根県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱	応募段階と交付申請段階で、類似の提出書類(実施計画書)を求めている	展示会への出展等を対象とする補助事業であり、実施計画書の内容は応募段階から特に変更が生じることがないため、応募段階に交付申請書を提出することとし、実施計画書を廃止する。	事業者の事務負担が軽減される。	事業の実態に提出書類を合わせるもの。

No.	①項目	②部局名	③課名	④項目名	⑤根拠法令等	⑥規制の概要	⑦見直しの内容及び方法	⑧見直しによって見込まれる効果・影響等	⑨備考 (実現可能性・要望団体その他情報等)	
42	県	事務手続の見直し	商工労働部	労働政策課	企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金の認定事務	企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金交付要綱	交付要綱では、本補助金の交付を受けようとする補助対象者は補助事業について知事に申請し、あらかじめ知事の認定を受けなければならないと規定	本補助金は企業立地条例に基づいて企業立地事業の認定を受けた事業所が対象であるが、既に認定を受けているにも関わらず、本補助金の認定を受けることとなっていたため、要綱を改正し認定事務を廃止する。	事業者の奉公負担が軽減されるとともに県の事務も軽減。	立地戦略課の企業立地等補助金と内容の調整をする必要あり。
43	県	事務手続の見直し	商工労働部	商工政策課	島取県中小企業BCP策定支援事業補助金に係る受付窓口の複数化	島取県中小企業BCP策定支援事業補助金交付要綱	交付申請等を本庁のみで一括受付している。	申請者の利便性の観点から、総合事務所・県立ハローワークでの受け付けも可能とする。	事業者の利便性が向上する。	受付だけであれば比較的容易と考えているが、審査類の簡易チェックを行う場合は、業務負荷、定数等への影響を検討する必要がある。
44	県	事務手続の見直し	商工労働部	産業振興課	島取県創業支援資金スタートアップ応援事業補助金に係る受付窓口の複数化	島取県創業支援資金スタートアップ応援事業補助金交付要綱	交付申請等を本庁のみで一括受付している。	申請者の利便性の観点から、総合事務所・県立ハローワークでの受け付けも可能とする。	事業者の利便性が向上する。	受付だけであれば比較的容易と考えているが、審査類の簡易チェックを行う場合は、業務負荷、定数等への影響を検討する必要がある。
45	県	事務手続の見直し	商工労働部	就業支援課	島取県正規雇用転換促進助成金に係る受付窓口の複数化	島取県正規雇用転換促進助成金交付要綱	交付申請等を本庁のみで一括受付している。	申請者の利便性の観点から、総合事務所・県立ハローワークでの支給決定を可能とする。	事業者の利便性が向上する。	受付だけであれば比較的容易と考えているが、支給決定を行う場合は、業務負荷、定数等への影響を検討する必要がある。
46	県	制度の見直し	生活環境部	住まいまちづくり課	市街化調整区域の開発許可に係る規制緩和(分家住宅の新築)	島取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例	・分家住宅新築については、これまで主に市街化区域と、市街化調整区域との線引きがされた時点(S46)で土地を所有していた者からその子への分家しか認めていなかった。	<見直しの内容> ・分家からの再分家(いわゆる孫分家)を認める。 ・分家の建築が可能な土地として、これまでの継続所有地及び線引き前からの宅地に加え、許可申請時点で本家から連たんした土地も認める。 <方法> ・条例の改正	既存集落等の地域コミュニティーの維持・活性化	・県条例が適用される境港市及び日吉津村、事務処理市町村で独自条例を持つ米子市と開発許可基準の見直しについて意見交換をしている。 ・6月定例会での提案を予定。 ・なお、左記改正方針については米子市も了解しているが、条例改正については県条例改正の効果を見た上で検討する方針としている。
47	県	制度の見直し	生活環境部	住まいまちづくり課	市街化調整区域の開発許可に係る規制緩和(空き家を活用した移住促進)	島取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例	・既存の大規模連亘区域(いわゆる11号区域)以外の区域においては、建築時に許可を受けた者以外の者が住宅(含む、空き家)を購入することを原則不可としていた。	<見直しの内容> 建築後5年が経過した空き家(農家住宅や分家住宅等の属性を有する住宅を想定)のうち、所有者や親族による居住が見込めないものについて、「県外から移住してくる者」又は「県内に居住する農業者のうち、既に耕作している農地のある市町村へ移住を希望する者」を対象に、購入又は賃借(賃貸は農業者に限る)による居住を認める。 <方法> ・条例の改正	既存集落等の地域コミュニティーの維持・活性化や空き家等の既存ストックの活用を推進。	・県条例が適用される境港市及び日吉津村、事務処理市町村で独自条例を持つ米子市と開発許可基準の見直しについて意見交換をしている。 ・6月定例会での提案を予定。 ・なお、左記改正方針については米子市も了解しているが、条例改正については県条例改正の効果を見た上で検討する方針としている。